

令和 6 年度 松山市職員 (労務職) 採用試験実施要領

令和 6 年 7 月 24 日

第 1 次試験日 令和 6 年 9 月 22 日 (日・祝) 及び 23 日 (月・休) の 2 日間

申込受付期間 インターネット 令和 6 年 7 月 25 日 (木) 10 時 ～ 8 月 16 日 (金) 24 時
申込書の郵送 令和 6 年 7 月 25 日 (木) ～ 8 月 16 日 (金) (消印有効)

令和 6 年度松山市職員 (労務職) 採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分			採用予定人数	勤務場所等
労務職	作業員	F	10 人程度	清掃課、みち水路メンテナンス課等に配属され、ごみの収集、市道及び水路の維持業務等に従事する。
	給食調理員	G	5 人程度	保育所等に配属され、給食調理業務に従事する。

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 受験資格

次の (1) 及び (2) の全ての要件を満たす者

(1) 各試験区分の受験資格

試験区分			受験資格
労務職	作業員	F	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者
	給食調理員	G	ア 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた者 イ 調理師法施行規則 (昭和 33 年厚生省令第 46 号) 第 4 条に定める施設又は営業 (※1) で調理業務 (※2) に従事した期間 (※3) が、令和 6 年 8 月 1 日現在で通算して 2 年以上ある者 (注) 合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書を提出していただきます。

※1 「施設又は営業」は次のものをいいます。

- 飲食店営業 (旅館及び簡易宿泊所を含み、喫茶店営業を除く。)
- 魚介類販売業 (販売のみは除く。)
- そうざい製造業又は複合型そうざい製造業 (煮物 (佃煮を含む。)、焼物 (炒め物を含む。)、揚げ物、蒸し物、酢の物又は和え物及びこれらの食品に米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業)
- 寄宿舍、学校、病院等の給食施設 (継続して 1 回 20 食以上又は 1 日 50 食以上飲食物を調理して供与する施設)

※2 次の業務又は場合は「調理業務」とは認めません。

- 喫茶店営業 (設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業) に該当する営業での業務 (飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。)
- 食肉処理 (畜肉の解体、分割等)、食品製造 (調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造) や飲料の調製
- 簡易な飲食店営業の対象となる調理
- 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等 (ウェイター・ウェイトレス等を含む。) に従事している場合
- 栄養士、保育士、看護師及びホームヘルパー等の職種として採用されている場合 (通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は認められます。)

- 料理学校等で調理実習指導等に従事している場合
- 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合
- 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)による営業許可を受けていない施設で従事していた期間(寄宿舎、学校、病院等の給食施設の場合は認められます。)
- 菓子製造業又は喫茶店営業の許可のみを受けた営業施設で従事している場合
- 飲食店営業の許可を受けた営業施設であっても、主にケーキやデザート類及びパン製造(調理パンのうち専ら料理の部分を担当している場合は認められます。)の業務に従事している場合
- 外国の飲食店で従事している場合
- 高校在学期間中に従事している場合(定時制・通信制の場合は認められます。)

※3 「従事した期間」は週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上勤務した期間に限ります。

(2) 各試験区分共通の受験資格

次のアからオまでに該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成 11 年改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを除く。)

3 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和 6 年 7 月 25 日(木) 10 時 ~ 令和 6 年 8 月 16 日(金) 24 時
申込書の郵送申込み	令和 6 年 7 月 25 日(木) ~ 令和 6 年 8 月 16 日(金) (消印有効)

4 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと申込書の郵送申込みの 2 種類の方法があります。

原則として、インターネット申込みをお願いします。インターネット申込みができない場合に限り、申込書の郵送申込みをしてください。それぞれの申込方法は以下のとおりです。

<インターネット申込み>

(1) 事前に準備するもの

- ア パソコン又はスマートフォン PDF を閲覧できる環境が必要です。
- イ メールアドレス 「city.matsuyama.ehime.jp」及び「.bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定方法については、各自で確認してください。
- ウ 顔写真のデータ
 - (ア) 申込前 6 箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地のものが必要です。
 - (イ) 顔写真のデータは縦長とし、縦横の比率は(縦)4:(横)3としてください。
 - (ウ) 登録可能なファイル形式は画像(JPG/JPEG)のみで、データサイズは最大 3MB です。

(2) 申込手順

- ア 市ホームページから申込専用サイトに接続し、メールアドレス等を事前に登録してください。
- イ 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載された URL にアクセスし、マイページ内で受験者情報等を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」を添付し、本登録をしてください。
- ウ 本登録完了メールを受信し、受験申込完了となります。なお、本登録後に 24 時間を経過しても本登録完了メールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

(3) 注意事項

- ア 申込受付締切直前は、サーバーが混み合うこと等により、申込みに時間がかかる場合がありますので、可能な限り早めに申込手続を行ってください。
- イ 申込受付期間中は、24 時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので御注意ください。
- ウ 記入に不備等がある場合は、修正を求めることがあります。これにより受付期間中に申し込むことができなくなったとしても、一切、責任を負いません。
- エ 申込受付期間終了後、受験票発行の案内等を申込時に登録されたメールアドレス宛に電子メールで送信します。
- オ 受験票発行の案内が令和 6 年 9 月 5 日(木)までに届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

<申込書の郵送申込み>

(1) 事前に準備するもの

ア 申込書・受験票

「申込書」及び「受験票」は、市ホームページからダウンロード・印刷ができます。印刷の際は **A4 両面印刷** をしてください。また、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所でも入手できます。

※「申込書」及び「受験票」を郵便で請求する場合は、封筒に「労務職申込書請求」と朱書きし、「返信用封筒」(角形 2 号サイズ・A4 判の封筒にあなたの宛先を記入し、120 円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。

イ 顔写真(同じものを 2 枚)

申込前 6 箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものが 2 枚必要です。

ウ 返信用封筒

長形 3 号サイズの封筒にあなたの宛先を記入し、84 円分の切手を貼ったものがが必要です。

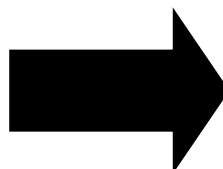
(2) 申込手順

- ア 「申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、それぞれ **顔写真** を貼ってください。
- イ 「申込書」、「受験票」及び「返信用封筒」を **簡易書留** で人事課に郵送してください。また、封筒には「労務職受験」と朱書きするとともに、差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

(3) 注意事項

- ア 申込受付期間終了後、返信用封筒で受験票を郵送します。
- イ 簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。
- ウ 受験票が令和 6 年 9 月 13 日(金)までに届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

インターネット申込み
申込書・受験票の入手 } はこちら



5 試験日時等

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

区分	試験日時		試験会場	合格発表
第1次試験	前半	令和6年9月22日(日・祝) 午前9時30分～ (午前9時00分開場予定)	松山市役所会議室ほか 集合場所は申込者に通知する。	令和6年10月上旬～中旬(予定)
	後半	令和6年9月23日(月・休)	第1次試験前半受験者に通知する。	
第2次試験	前半	令和6年10月20日(日)	第1次試験合格者に通知する。	令和6年11月上旬(予定)
	後半	令和6年10月21日(月)	第2次試験前半受験者に通知する。	
第3次試験	令和6年11月中旬～下旬(予定)		第2次試験合格者に通知する。	令和6年12月上旬(予定)

(注)第1次試験及び第2次試験は、前半と後半の両方を受験する必要があります。

6 試験の方法

区分	科目		内容	形式	時間
第 1 次 試 験	前半	職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題	択一式(60 問)	60 分
		業務適性試験	実務的な業務において処理を集中して早く正確に行えるかを問う問題	択一式(60 問)	20 分
		体力試験 (作業員のみ)	職務遂行に必要な体力について (握力、上体起こし、シャトルラン、立ち幅跳び、反復横跳び、長座体前屈、腕立て伏せ)		
	後半	集団面接	主として人物についての集団での面接 約 45 分		
	(注 1) 給食調理員は、職務能力試験、業務適性試験及び集団面接の 3 科目で実施する。 (注 2) 作業員の得点配分は、職務能力試験：業務適性試験：体力試験：集団面接＝2：2：2：4 とする。 (注 3) 給食調理員の得点配分は、職務能力試験：業務適性試験：集団面接＝2.5：2.5：5 とする。				
第 2 次 試 験	前半	適性検査※	職務遂行に必要な個人特性等について		約 60 分
		口述試験	主として人物についての個別の面接		約 15 分
	後半	集団討論	出された題に対する集団での討論		約 45 分
	※適性検査は試験の参考とするものであり、得点化はしない。 (注) 得点配分は、第 1 次試験：第 2 次試験(口述試験：集団討論)＝2：8(4：4) とする。				
第 3 次 試 験	口述試験		主として人物についての個別の面接		約 20 分
	(注) 得点配分は、第 2 次試験：第 3 次試験(口述試験)＝3：7 とする。				

7 試験結果等

- (1) 第 1 次試験及び第 2 次試験の合否については、インターネット申込みの方にはメール及び申込専用サイト内で通知し、郵送申込みの方には文書で通知します（文書が届くまで数日を要します）。第 3 次試験の合否は、受験者全員に文書で通知します。また、合格者の受験番号については、松山市役所前掲示板に掲示するほか、松山市ホームページで公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や松山市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- (2) 次の 5 項目は、第 1 次試験及び第 2 次試験は受験者全員に、第 3 次試験は不合格者のみに通知します。
（総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点）

8 採用予定日等

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)に登載され、このうちから採用者を決定します。採用は、おおむね令和 7 年 4 月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消し、採用されません。

9 勤務条件

(1) 勤務時間等

試験区分及び勤務場所に応じ次のとおりです。

試験区分		勤務場所	勤務時間等
作業員	F	清掃課	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで(休憩 1 時間を含む。)の 1 日 7 時間 45 分勤務で、4 週単位の変形労働時間制(4 週 7 休制)・交代制勤務(土曜日及び祝日の勤務あり)
		みち水路メンテナンス課等	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩 1 時間を含む。)の 1 日 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分勤務
給食調理員	G	保育所	午前 8 時から午後 5 時 15 分までの間での 1 日 7 時間 45 分勤務で、4 週単位の変形労働時間制(4 週 8 休制)

(2) 給与等

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の規定に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整し、給料月額を決定します。なお、給料の支給日は、原則として毎月 21 日です。

試験区分			初任給(現行)	諸手当
労務職	作業員	F	月額 171,700 円	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等
	給食調理員	G		

備考 上記の初任給は 18 歳で採用された場合のものです。

(3) 有給休暇

年次休暇(1 年当たり 20 日・繰越により最大 40 日)、療養休暇、特別休暇

(4) 条件付採用期間

採用後 6 箇月間は条件付採用期間です。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は免職する場合があります。

(5) 福利厚生

健康保険(共済)、厚生年金保険、労働者災害補償保険

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

10 その他

- (1) 第1次試験前半当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるもの及びそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー並びに大型のものの使用は認めません。)を持参してください。加えて、作業員の受験者については、運動具(運動ができる服装及び室内用運動靴)を持参してください。運動具を忘れた場合は、受験できないことがあります。
- (2) 第1次試験の前半及び後半、第2次試験の前半及び後半並びに第3次試験それぞれにおいて、松山市が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した者を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった者は欠席者とします。
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 申込者数や平均点等も、順次、市ホームページで公開します。
- (6) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。
- (7) 台風等の非常災害により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。
- (8) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課にお問合せください。

＜申込み先 及び 問合せ先＞

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市 総務部 人事課(松山市役所本館4階)
(TEL) 089-948-6940 ・ (FAX) 089-934-9205 ・ (Mail) jinji@city.matsuyama.ehime.jp